

旧津市衛生中継所に係る栈橋の活用について

1 旧津市衛生中継所に係る経過等について

旧津市衛生中継所（津市雲出鋼管町2番地5。以下「旧中継所」という。）については、栈橋（栈橋上に設置された設備を含む。以下同じ。）、し尿輸送パイプライン、事務所、電気室及びし尿中継施設を備え、平成2年8月から、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄処分のための一時貯留及びし尿投棄船への積込みを目的とした施設として運用してきましたが、平成14年1月17日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、し尿等の海洋投棄処分が全面禁止されたことから、平成19年1月31日をもって旧中継所を用途廃止しました。

現在、旧中継所に係る栈橋及びし尿輸送パイプライン（以下「栈橋等」という。）は、当該用途廃止後においても、三重県から港湾法に基づく同意を得て水域を占用し、また三重県港湾施設管理条例に基づく許可を得て港湾施設の一部を占用しています。

また、平成27年2月19日付け津建第13-14-0100号による港湾法に基づく占用に係る同意では条件として「同意を受けた者は、この同意に係る工作物を常に良好な状態に管理しなければならない」とされ、特記事項には「占用物件を早急に解体及び撤去し、原状回復に努めること」とされており、栈橋等の適正管理と平成28年度末までを目途にその解体及び撤去を求められています。

この間、他の用途への転換の可能性や処分先等を検討してきましたが、適切な方策等もなく、栈橋等の撤去及び解体の準備を進めていたところ、平成23年3月に発生した東日本大震災に係る復旧関連工事による全国的な潜水士及び設計技術者の不足等もあり、昨年頃までは当該解体及び撤去に係る受注者の確保など、困難なところでありました。このような中、当該大震災に係る復興も徐々に進捗してきたこともあり、本年度当初予算にあつては、栈橋等の解体及び撤去の工事に係る設計業務委託料（1千335万8千円）を計上し、本年度において、当該設計業務を執行した上で、来年度には解体及び撤去の工事を実施する方向で三重県と調整してきました。

2 J F Eエンジニアリング株式会社からの申出について

こういう状況の中、平成27年6月5日に、J F Eエンジニアリング株式会社（以下「事業者」という。）から、本市に対して、木質バイオマス発電施設の当面の安定稼働を図るため、当該発電事業の燃料（P K S）の輸入船係留施設として、使用可能な状態であれば棧橋を使用したいとの申出がありました。

その後、事業者において、棧橋付近の海中調査を実施し、棧橋は係留能力の課題、老朽化による安全性確保の課題及び長年の土砂堆積による水深の不足の課題から、事業者が必要とする1万トン船舶の接岸が不可能であることが判明したため、平成27年10月5日に、改めて本市に対し、棧橋の具体的な活用方法について、次のとおり提案がありました。

【事業者からの提案の概要】

- (1) 事業者において棧橋に隣接して、1万トン船舶の接岸に必要な強度・水深を確保するための新たな係留施設を設置する。
- (2) 棧橋は陸上との連絡通路（歩廊）専用として活用するため、津市において、安全確保に必要な最低限の修繕を実施いただければ無償譲渡により取得したい。
- (3) 無償譲渡後の維持管理並びに事業者による使用目的終了後は、事業者の負担・責任で当該施設を撤去する。
- (4) 平成27年10月22日には、当該無償譲渡に当たって平成28年7月に予定する木質バイオマス発電事業営業運転開始までに、津市において必要な修繕を終えていただきたいが、事業完了が困難な場合は、事業者における修繕の施工も可能なことから、棧橋全体の修繕を事業者が施工する場合の施設管理上安全確保に最低限必要な修繕工事費相当額として、4千5百万円を津市に負担していただきたい旨の提案がありました。

3 事業者からの提案に対する検討等について

- (1) 旧中継所については、その用途廃止後は他の用途への転換による利用の可能性等を検討しつつ、普通財産として管理してきましたが、老朽化も著しく利用価値を見出すことができず、港湾管理者である三重県との協議において、平成28年度を目途に棧橋等の解体及び撤去をするよう求められています。

しかしながら、棧橋等の解体及び撤去をする場合においては、その経費は概算見積りの結果、最低でも解体撤去設計費、解体撤去工事費及び安全

監視船委託料で4億1千万円、加えて当該解体及び撤去の工事の実施による漁業補償や浚渫工事の必要性が生じた場合は、最大で合計8億4千万円の経費が必要と見込まれます。

- (2) 事業者からの提案による栈橋の無償譲渡と4千5百万円の修繕工事費相当額の負担については、本市自らが栈橋等の解体及び撤去を行う場合の上記経費と比較すると、大幅に軽減できるものであり、経済性等の面で非常に意義があるところです。
- (3) 事業者から提案のあった栈橋の修繕工事の内容、事業費等については、本市において検証するとともに、公益財団法人三重県建設技術センターへも委託し、第三者機関による検証を実施しました。これらの検証の結果、事業者が示す修繕工事については、実施内容・工法等に特段の問題はなく、工事費についても妥当かつ適正であることを確認しました。
- (4) 無償譲渡先となる事業者にあつては、昭和42年に本市において誘致し、栈橋に近接して立地しています。これまで雇用の確保と産業の振興に寄与し、本市の発展に貢献してきています。近年、新規事業のバイオマス発電事業に取り組み、環境保全や経済の活性化にも資するところとなっており、今後においても大いに期待が持てるところであります。

4 無償譲渡について

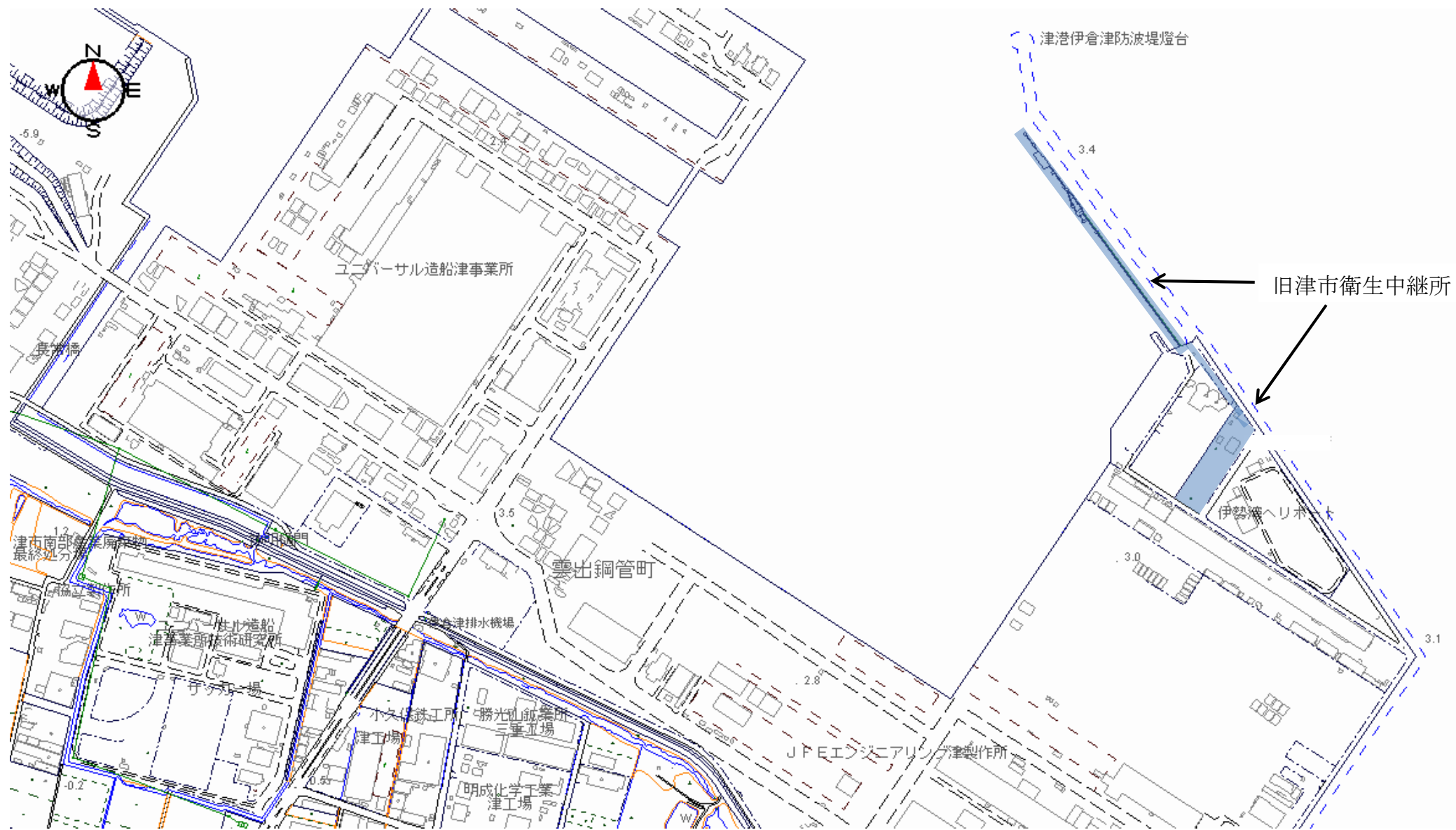
事業者に対しては、次の条件により、栈橋を無償譲渡することとします。

- (1) 本市から事業者に栈橋を無償譲渡した後における栈橋の修繕等については、事業者の責任と負担において行うこと。
- (2) 事業者による栈橋の修繕工事の施工等に当たっては、当該修繕工事に係る経費として4千5百万円に限り本市が負担する。事業者にあつては、その他一切の金員等の負担を本市に対し求めないこと。
- (3) 栈橋の解体及び撤去については、事業者の責任と負担において行うこと。

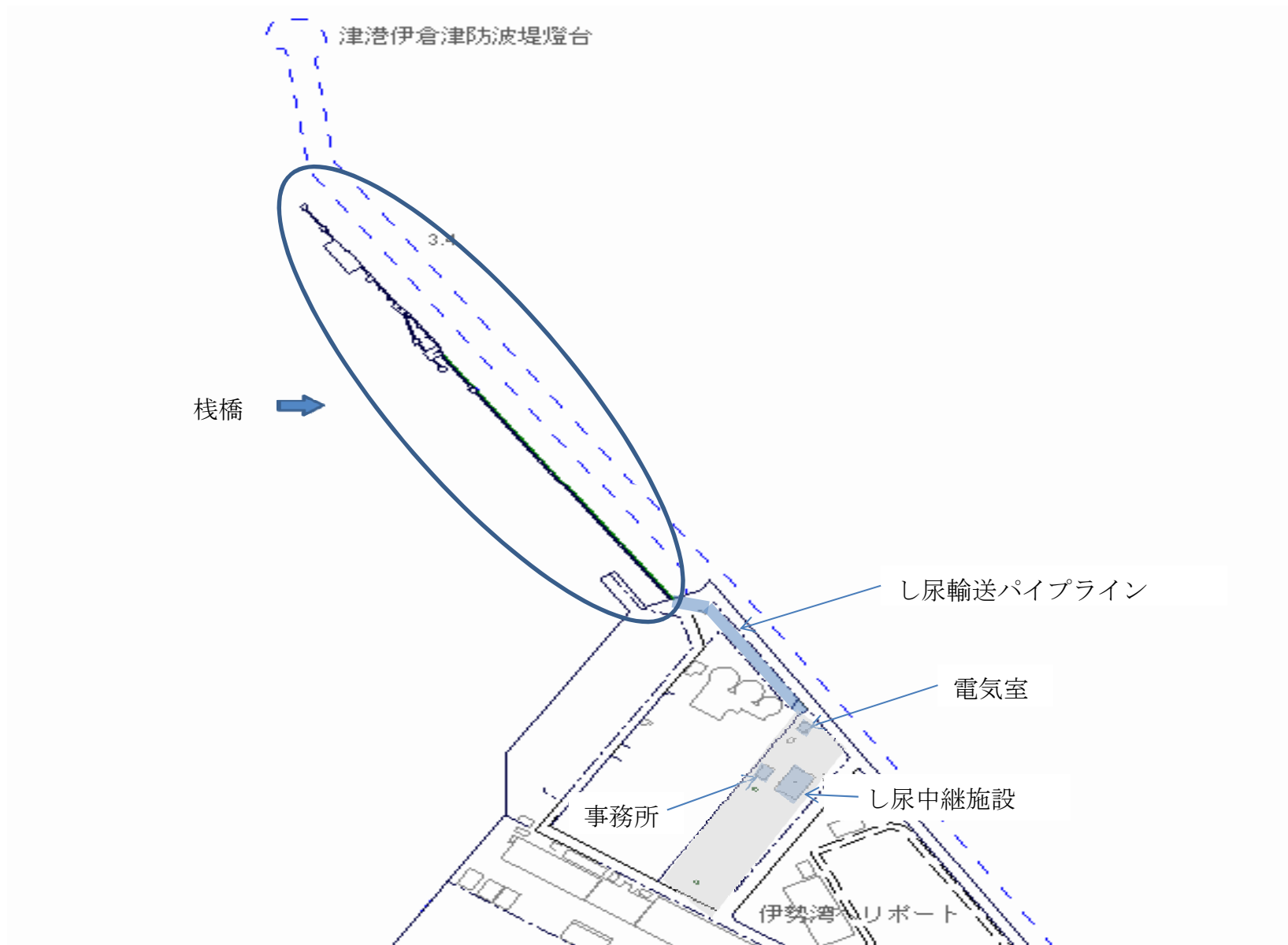
5 今後の進め方

- (1) 早急に地元自治会等への説明を行い、理解を求めてまいります。
- (2) 栈橋に係る「財産の無償譲渡について」及び「補正予算（栈橋の修繕工事に係る市負担金の計上）」についての議案を平成27年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

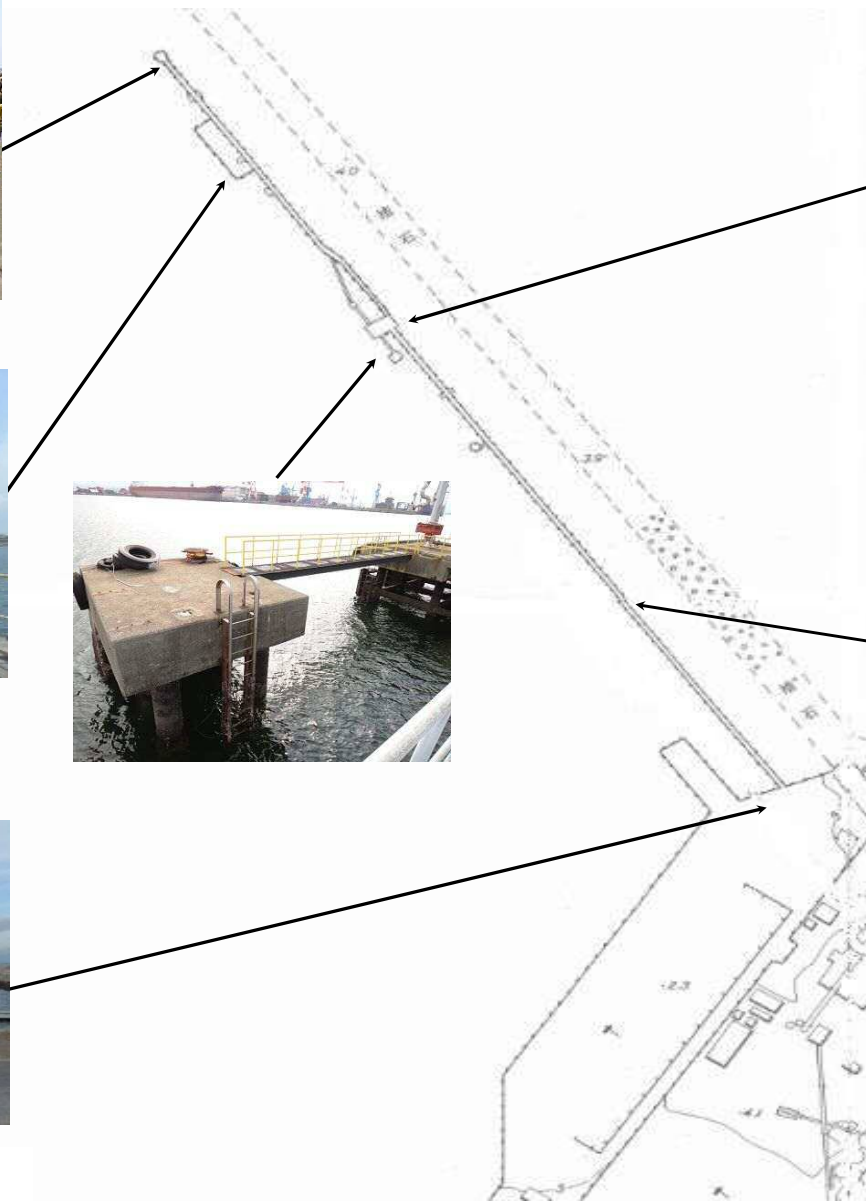
位置図



旧津市衛生中継所配置図



栈橋全体図



中継小屋



オイルフェンス巻取機



輸送用パイプライン

J F E エンジニアリング株式会社と本市の関係

本市においては、津市総合計画後期基本計画の重点施策の一つに位置付ける「再生可能エネルギーの創出推進」を図るため、平成25年11月に「津市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成26年3月28日に国から「バイオマス産業都市」に選定されました。

J F E エンジニアリング株式会社については、津市バイオマス産業都市構想に掲げる4つの将来プロジェクトの一つである「木質バイオマス発電プロジェクト」の推進に当たり、本市と連携し、当該プロジェクトの推進を担う事業者であり、本市と同社間においては、平成26年9月22日に「バイオマス産業都市構想に関する包括連携協定」を締結しました。

当該連携協定においては、「同社が取り組むバイオマス発電事業における地域バイオマス資源（国産木質チップ）の利活用促進」、「地域バイオマス資源利活用に関する情報収集・共有及び広報活動」等の分野で、本市と同社が幅広く連携していくこととしています。

【木質バイオマス発電事業の概要等】

- ・ 発電規模 発電出力：約20MW
(約4万5千世帯分、県内最大規模のバイオマス発電)
- ・ 発電方式 直接燃料方式
- ・ 発電燃料 国産木質チップ、ヤシ殻（PKS）
- ・ 開業 平成28年7月
- ・ 発電事業主体 株式会社グリーンエナジー津（本社：津市雲出鋼管町1番地）

【J F E エンジニアリング株式会社の概要等】（同社ホームページから）

- ・ 所在地 東京本社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
横浜本社 横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
- ・ 資本金 100億円
- ・ 主な事業分野 エネルギー・環境、都市インフラ、産業機械分野等における事業を展開し、特に、天然ガス関連のプラントやパイ

プライン、廃棄物や下水汚泥を燃料とする発電プラント等、多種多彩なエネルギー利用、太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーも手掛ける。

- ・ 生産拠点 鶴見製作所（横浜市）、津製作所（津市雲出鋼管町1番地）

棧橋腐食状況

関係資料 2



棧橋架台腐食状況



ステージ台座クラック状況



鋼管杭腐食状況



手摺腐食状況